（特別遺族年金の請求）

第六条　特別遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

2・3　（略）

（特別遺族年金証書）

第十一条　所轄労働基準監督署長は、特別遺族年金の支給の決定の通知をするときは、次に掲げる事項を記載した特別遺族年金証書（様式第二号）を当該受給権者に交付しなければならない。

一～三　（略）

（証明書の様式）

第二十七条　法第七十三条第四項及び第七十四条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、それぞれ様式第三号及び様式第四号によるものとする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

様式第四号中「平成」を削り、同様式を様式第一号とする。

様式第五号から様式第八号までを削り、様式第九号を様式第二号とし、様式第十号を様式第三号とし、様式第十一号を様式第四号とする。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部改正）

第三条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（管轄の特例等に関する暫定措置） **第十三条**　労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則附則第二条第一項及び第三条第一項（雇用保険法の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和五十年労働省令第六号。次条において「雇用保険整備省令」という。）第十九条第十項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出は、徴収法施行規則第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して行うことができる。 2　労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則第六十四条第一項及び第二項の規定による届書の提出は、徴収法施行規則第七十八条第二項の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して行うことができる。	（管轄の特例等に関する暫定措置） **第十三条**　労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則附則第二条第一項の任意加入申請書及び徴収法施行規則附則第三条第一項（雇用保険法の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和五十年労働省令第六号。次条において「雇用保険整備省令」という。）第十九条第十項において準用する場合を含む。）の保険関係消滅申請書の提出は、徴収法施行規則第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して行うことができる。 2　労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則第六十四条第一項の労働保険事務処理委託届及び同条第二項の労働保険事務処理委託解除届の提出は、徴収法施行規則第七十八条第二項の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して行うことができる。